

土壌汚染対策法に関するQ&A

1. 使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地であった土地の調査（法第3条関係）

Q（質問の概要）	A（質問に対する回答）
<p>土壌汚染状況調査において、単位区画をさらに分割して調査を行った結果、当該さらに分割して形成された区画のうちの1つが、土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合しなかった。</p> <p>このような場合、当該さらに分割して形成された区画のうち土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合しなかった区画のみを区域指定してよいか。</p>	<p>規則第9条第1項及び第2項にあるように、土壌汚染状況調査における試料採取等の結果に基づく調査対象地の汚染状態の評価は、100㎡の単位区画ごとに行うこととされている。</p> <p>御質問にあるように100㎡の単位区画をさらに分割して形成した区画ごとに試料採取を行うこと自体は認められるものであるが、それは、当該単位区画の汚染状態の評価をより詳細に行うために行われたものであって、区域指定は、当該100㎡の単位区画を対象に行うものであることに変わりはない。</p> <p>したがって、「当該さらに分割して形成された区画のうち土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合しなかった区画」のみを区域指定することは、認められないものと解する。</p>
<p>法第3条第1項ただし書の確認を受けた工場又は事業場の敷地全体について、当該確認の取消しを受ける前に土壌汚染状況調査と同等の調査を行った結果、汚染が見つからなかった場合も、法第14条第1項の指定の申請をさせるべきか。</p>	<p>敷地全体について調査できるような状況であれば、まずは法第3条第1項ただし書の確認を受けた土地の利用方法について変更がなされていないかどうかを確認する必要がある。当該調査の結果、汚染がなかった場合には、法第14条第1項の指定の申請をする必要はないと考えられ、当該調査の結果は、法第3条第1項ただし書の確認が取り消された後に調査義務の履行として提出してもらうことが可能である。</p>
<p>法第3条第1項ただし書の確認を受けた工場又は事業場の敷地の一部について、法第14条第1項の指定の申請がなされ、都道府県知事が確認して区域指定を行った場合、当該確認は取り消すこととなるのか。</p>	<p>土地の利用方法の変更がない限りただし書の確認は取り消されない。当該確認を受けた工場又は事業場の敷地について、法第14条第1項の指定の申請に基づき区域指定がなされたとしても、当該確認が取り消された段階で、法第3条第1項の調査義務が生じることとなる。</p>
<p>水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）に基づく「有害物質貯蔵指定施設」は法第3条第1項に規定する有害物質使用特定施設に該当するか。</p>	<p>法第3条第1項においては、調査の対象とする有害物質使用特定施設について、その施設において特定有害物質を製造し、使用し、又は処理するものと規定していることから、「有害物質貯蔵指定施設」はこれに該当しない。しかし、法第4条第2項に規定する基準においては、規則第26条第4号に該当することから、「有害物質貯蔵指定施設」のあった土地について、土地の形質の変更が行われる場合には調査命令の対象となる。</p>
<p>特定有害物質を3種類使用している有害物質使用特定施設において、1種類のみ使用の廃止に係る水質汚濁防止法第7条の変更の届出があった場合、3種類全ての使用を廃止するわけではないので、法第3条第1項の調査義務は生じず、同項ただし書の確認をする必要はないと解してよいか。</p>	<p>1種類のみ使用を廃止する場合であっても、法第3条第1項の調査義務は生じ、同項ただし書の確認は必要となる。</p>

<p>有害物質使用特定施設の使用の廃止の届出を受けた後、既に当該土地の所有者が亡くなっていたことが判明した場合、法第3条第2項に基づく通知は誰に発出すればよいか。</p>	<p>法第3条第2項の通知は、届出を受けた時点の土地の所有者等、すなわち当該土地の相続人に対し発出される。 ただし、相続人以外に新たに土地の所有者等となった者が存在し、調査を行うことについて合意している場合にあっては、当該新たに土地の所有者等となった者に対し発出される。</p>
---	---

2. 土壌汚染のおそれがある土地の形質の変更が行われる場合の調査（法第4条関係）

Q（質問の概要）	A（質問に対する回答）
<p>土地の形質の変更を行おうとする範囲が2以上の都道府県知事が管轄する土地にまたがる場合、法第4条第1項の届出はどのように行うべきか。</p>	<p>土地の形質の変更を行おうとする範囲が2以上の都道府県知事が管轄する土地にまたがる場合には、同じ内容の届出書を当該2以上の都道府県知事に対して提出するように指導されたい。当該届出を受けた都道府県知事は、それぞれが管轄する土地について、法第4条第2項の命令の発出を検討することになる。</p>
<p>法第4条第1項の届出を一度受理した後、形質変更面積が3,000㎡未満となった場合（形質変更面積の計算ミスや工事計画の縮小等による）当該届出の撤回は受け付けることができるか。</p>	<p>法第4条第1項の届出については、撤回はできると考える。 ただし、同条第2項の命令発出後に同条第1項の届出の撤回を認めると、一度発出した命令の効力が後発的な事情変更により左右されることになることから、命令発出後の届出の撤回は不可能と解する。</p>
<p>土砂等の崩落防止のため、法面工事を行うときに山の斜面を掘削するが、形質変更の面積の考え方は、山の斜面の面積とするのか、それとも掘削部を水平投影した面積とするのか。また、その場合、掘削深度は斜面のどの方向の深度と考えるべきか。</p>	<p>トンネル工事の際と同様に、掘削部を平面投影した面積で算定されたい。また、斜面の掘削深度については、鉛直方向で考えられたい。</p>
<p>複数年にわたるような大規模な公共事業の取扱いについて現時点で複数年契約を締結済みであり、事業自体は着工済みであるものの工区が分かれている場合、未着手の工区以降の改変行為について、届け出るよう指導を行っても差し支えないか。</p>	<p>差し支えない。</p>
<p>土木事業においては、一般的に「一つの事業ごとに、全体事業計画区間を設定し、複数年において工事を実施」している。これまでの説明では、例えば1, 2, 3期の工期がある場合も一連の計画として届出を行うべきとの解釈であったと思うが、これに従えば、法施行時現在、事業に着手している計画は法第4条第1項の届出は不要であり、例え工事最終完了まで長期を要しても、法の対象外と解してよいか。</p>	<p>法の施行時に既に形質の変更に着手している区間については届出の対象外となるが、その他の区間について平成22年5月1日以降の土地の形質の変更がなされるのであれば、それらの区間を同一の土地の形質の変更と見なして届出がなされるよう指導されたい。</p>

<p>平成22年4月1日以前に開発許可を受けた計画の中で、工事区間がいくつかに分かれている。既に平成21年度から工事に着手している区間があり、また、平成22年5月1日以降に工事に着手する区間、平成23年度から工事する区間があるような事例（それぞれ土地の形質変更規模は3,000㎡以上である）で、5月1日以降工事に着手するものについては、改正法施行以前に、開発許可を受けて既に（平成21年度から）工事に着手している事例であり、届出不要と解してよいか。</p>	<p>法の施行時に既に形質の変更に着手している区間については届出の対象外となるが、その他の区間について平成22年5月1日以降の土地の形質の変更がなされるのであれば、それらの区間を同一の土地の形質の変更と見なして届出がなされるよう指導されたい。</p>
<p>計画面積が3,000㎡以上の道路整備事業等において、用地買収が完了していない部分があるなど、着手時に添付書類（とりわけ土地の形質の変更の実施についての全ての同意書）が整わない場合、どのように届出をさせるべきか。</p>	<p>法第4条第1項の届出において、同一の土地の形質の変更として届出をすべきものの、同意書の一部が揃えられない場合であっても、届出の受理は可能とする。その際、同意書が整ったまとまりごとに提出をさせ、同条第2項の命令の発出については、個々の提出ごとに判断して運用されたい。</p>
<p>規模（面積）を概略で試算して3,000㎡未満となり届出が不要であったものについて、工事に着手し、施行の途中において先線の計画が確定して3,000㎡以上となった場合（当初より面積が確定している場合にあっては工事途中での工法変更となり、面積が変わる場合も想定される）、確定した時点で届出を行うことでよいか。 また、その時の対象となる規模は、確定した時点の残工区の規模を対象とするのか、改正法の適用（5月1日以降）後に着手（完了）した面積も含めて対象とするのか。</p>	<p>工事の施行途中で計画変更し、形質変更面積が変わったとしても、届け出た範囲内に収まるように、土地の形質の変更がなされる範囲については、広めに届出をするように指導されたい。 工事着手後に面積が変更となった場合については、残工事区の規模を基準として、法第4条第1項の届出の要否を判断されたい。</p>
<p>掘削土壌を敷地内に一時的に仮置きする場合、その場所も盛土する場所として届け出る必要があるか。 また、シートや鉄板で養生し、地面と接触しないように仮置きを行う場合の届出についても届け出る必要があるか。</p>	<p>前段及び後段ともに、盛土には該当するため土地の形質変更面積に含めて考えられたい。</p>
<p>再生砕石を砂利にして、地面に盛る場合、法第4条第1項上、盛土扱いになるのか。</p>	<p>砂利を地面に盛ることにより、土地の形状が変更されることから、法第4条第1項の土地の形質の変更にあたる。</p>
<p>川岸で砂利を採取する行為についても、法第4条第1項の届出が必要となるのか。</p>	<p>砂利を採取する行為により、土地の形状が変更されることから、法第4条第1項の土地の形質の変更にあたる。</p>
<p>海岸砂浜の減少防止工事として、港から浚渫した砂を砂浜に盛る工事を行うことについて、法第4条第1項の届出の対象となるか。</p>	<p>浚渫は土地の形質の変更にあらず、浚渫した砂を砂浜に盛る工事の内容が掘削を伴わないものであれば、法第4条第1項の届出対象外となる。</p>
<p>陸上自衛隊の演習場及び射撃場において、訓練のため3,000㎡以上の土地の形質変更を行う場合、法第4条第1項の届出の例外となるか。</p>	<p>陸上自衛隊の演習場及び射撃場における土地の形質の変更についても、法第4条第1項第1号（規則第25条各号）に該当しない限り、同項の届出の対象となる。</p>
<p>採石場は5年毎の認可更新が必要であるが、更新時に法第4条第1項の届出対象となるか（採取認可範囲が同じ場合）。 また、採取範囲が拡大となった場合（変更認可等）、同項の届出対象範囲は拡大した範囲のみで判断するのか、それとも既認可分を含めた全体で判断するのか。</p>	<p>採取認可範囲が同じ場合であれば、法第4条第1項の届出は不要であるが、採取範囲が拡大となった場合には、当該拡大した範囲について同項の届出の要否を判断されたい。</p>

<p>法第4条第1項の届出に係る土地について、同条第2項の命令を発出しないという判断を都道府県知事がした場合に、その旨を土地の所有者等に通知することは可能か。</p>	<p>仮にそのような通知がなされた後に、当該土地において法第4条第2項の基準に該当する地歴が判明し、その際、当該通知を受けて既に土地の形質の変更が行われてしまえば、もはや同項の命令を発出することが不可能になってしまうことから、通知の発出については慎重に判断すべきである。</p>
<p>土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく圃場整備事業では、対象となる農地の2/3以上の所有者の同意があれば事業が実施可能とのことであるが、当該事業が法第4条第1項の届出に該当する場合、届出に当たり土地所有者全員の同意書は必要か。</p>	<p>規則第23条第2項第2号の同意書について、土地改良事業の場合には、土地改良法第123条の2の規定に基づき、「一時利用地の指定」又は「使用収益の停止」がなされた時点で掘削権限が施工者にあるとみなし、「一時利用地の指定」又は「使用収益の停止」が確認できる書類をもって土地の形質の変更の実施についての同意書に代えることができると解する。</p>
<p>規則第25条第1号ハの「土地の形質の変更に係る部分の深さ」とは、現在の地表面（アスファルト舗装されている場合には、アスファルト面）と解してよいか。</p>	<p>そのとおり。</p>
<p>規則第25条第3号の規定により、法第4条第1項の届出対象外となっている「林業の用に供する作業路網の整備」について、具体的な定義（判断基準等）はあるか。</p>	<p>林道は含まれない。「林業の用に供する作業路網の整備」とは、①通常、土地の形質の変更を伴うものであったとしても、木材の搬出時期や労務の投入時期等により30日前に着手する日が決まるものではないこと、②当該土地の形質の変更の対象となる土地の区域外へ土壌の搬出を伴わないこと、③そのための掘削が通常帯水層に接しないと考えられることから、その行為の都度届出をすることの合理性が認められず、類型的に法第4条第1項の届出の例外としているものである。個別の事案について上記要件に該当するか否かは、都道府県知事に相談されたい。</p>
<p>法第4条第1項の届出に係る土地について、同条第2項の命令を発出するに当たり、その必要性を確認するために当該土地の所有者等に対し報告を求め、当該土地に立入検査を実施することがあると考えられるが、この場合、当該土地は、法第54条第1項の「土壌汚染状況調査に係る土地」に該当すると解してよいか。</p>	<p>法第4条第1項の届出に係る土地は、法第54条第1項の「土壌汚染状況調査に係る土地」に該当すると解して差し支えない。 ただし、都道府県知事は、法第4条第2項の命令を発出するために当該土地の地歴を確認し、当該命令の発出の可否を説明する責任を負うところ、法第54条第1項に基づき、当該土地の所有者等に対し当該地歴の報告を求めることは、法第4条第2項の命令の発出に伴う責任を私人に転嫁することになることから、かかる運用をしないよう留意されたい。</p>
<p>「特定有害物質の埋設、飛散、流出又は地下への浸透等の履歴を確認する際に参考になり得ると考えられる行政手続の例について」（平成22年3月30日付け事務連絡）で示された行政手続の例はそのすべてについて、所管行政庁に対し法第4条第1項の届出に係る土地に係る照会を行う必要があり、そうしなければ不作為の責任を問われるということか。</p>	<p>当該事務連絡によりお示ししたリストはあくまで例示であり、そのすべてを照会するからといって不作為の責任を問われないか否かは、個別の土地により異なり、一概には言えない。 例えば、旧来から農地として利用されていた土地や山林に化学工場が立地されていたとは考えがたく、そのような場合にまで化学工場に係る履歴を確認する必要性が高いとはいえず、土地の利用状況を勘案し、所管行政庁への照会の合理的必要性がある場合に照会するという運用にされたい。</p>

<p>水質汚濁防止法第6条に基づき、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1の55号「生コンクリート製造業の用に供するパッチャープラント」に係る特定施設使用届出書を提出した事業場の敷地であった土地は、当該届出履歴をもって、法第4条第2項に規定する「特定有害物質によって汚染されているおそれがあるものとして環境省令で定める基準」（規則第26条）に該当するの否か。</p>	<p>当該土地は、生コンクリートに六価クロムが含まれるという知見があることから、規則第26条第4号に該当すると解されたい。</p>
<p>法第4条第2項の命令について、同条第1項の届出に係る掘削部分だけでなく、盛土部分についても、調査命令の対象となる土地の範囲に含めることができるか。</p>	<p>汚染の拡散の防止という観点からは、掘削部分以外を調査命令の対象となる土地の範囲に含める必要があるとは考えていない。</p>
<p>法第4条第1項の届出が想定される区域について、届出以前に法に準じた方法で自主調査を実施し、汚染がないことがわかっている場合、届出後、その調査結果をもって（履歴の確認は省略）、同条第2項の調査命令は不要と判断してよいのか。</p>	<p>当該調査が土壤汚染状況調査と同等以上の調査であり、その結果、汚染がないことが判明し、かつ、当該区域についてほかに法第4条第2項の環境省令で定める基準に該当しないことを都道府県知事が確認している場合には同項の命令は不要とする余地があると解する。</p>
<p>改正法の施行以前に指定区域に指定され、土壤汚染の除去の措置を講じた結果、当該区域指定が解除された土地の区域について、法第4条第1項の届出があった場合、同条第2項の命令を発出する必要はないか。</p>	<p>当該土地が、以下の要件に該当すると都道府県知事において確認することができるのであれば、法第4条第2項の命令を発出しない余地があると解する。ただし、これら要件に該当しない場合については、当該土地は、土壤汚染のおそれがある土地に該当するため、調査命令を発出する必要がある。</p> <p>① かつての区域指定に係る工場又は事業場に関する地歴以外に、法第4条第2項の環境省令で定める基準に係る地歴がない土地であること。</p> <p>② ①の工場により生じていた土壤汚染が除去されていること。</p>
<p>土壤汚染対策法施行以前に水濁法特定施設の廃止届出が提出された事業場跡地（3,000㎡以上）について、法第4条第1項に基づく届出があった。水濁法届出台帳には、当該特定施設についての特定有害物質の使用に係る情報は記載されていないが、土地所有者等が自主的に当該事業場での特定有害物質の使用履歴を調査したところ、特定施設以外の製造工程で4種類の特定有害物質を使用していたことが判明し、その旨の届出がなされていた場合、当該届出のみを判断資料として、同条第2項の調査命令を発出することは可能と考えるがどうか。</p> <p>また、土地所有者等の使用履歴情報の届出のみを判断資料としてよい場合、届出のとおり特定有害物質4種類（分解生成物を除く）に限定して調査対象としてよいのか。</p>	<p>前段については、そのとおり。</p> <p>後段については、届出に係る特定有害物質に限定することにはならない。他に法第4条第2項の基準に該当する地歴があるか否かについて確認のうえ、もしその他の地歴がないようであれば、特定有害物質4種類（分解生成物4種類）を含んだ上で命令を発出することになる。</p>
<p>法第4条第2項の土壤汚染状況調査結果報告書の様式は、法第3条第1項の土壤汚染状況調査結果書の様式と同様のものを使用するというのでよいのか。</p>	<p>そのとおり。別添の例を参考に、規則様式第1を流用されたい。</p>
<p>海域の埋立竣功前の埋立地（造成中）で、区画整備や道路整備に伴って、3,000㎡以上の改変を行う場合、竣功前の埋立地は海面であるため、法第4条第1項の届出は不要と考えるがどうか。</p>	<p>そのとおり。</p>

<p>Aは、Bが土地区画整理事業を施行している区域内の保留地（Bにより造成工事は完成済み。）に借地による出店を計画している。出店に伴う土地の形質の変更の面積は3,000㎡以上で、借地契約がAとBとの間で既に締結している。なお、土地の形質の変更はAが施工する。保留地は仮換地の状態で、登記簿上の土地所有者は従前の所有者である。このような場合、Aは、規則第23条第2項第2号に規定する同意書をBから取得することによいか。</p>	<p>当該土地については、「仮換地の指定」がなされ、土地の所有者の同意を得ずにBが施行を行える状態となっていることが確認できれば、Bと当該土地の借地契約を結んだAは、法第4条第1項の届出を行うにあたり、規則第23条第2項第2号に規定する同意書をBから取得することになる。</p> <p>その際、調査命令は土地の所有者等であるBに発出される。</p>
<p>規則第25条第4号の「鉱山関係の土地」とは、規則第16条第2項第3号の定義のとおりであるが、このうち「鉱山の敷地であった土地」には、鉱山保安法（昭和24年法律第70号）第2条第2項ただし書及び同条第4項で規定される附属施設であった土地が含まれるか。</p>	<p>鉱山保安法第39条第1項の命令の対象とならないため、同法第2条第2項ただし書及び同条第4項で規定される附属施設であった土地は、「鉱山の敷地であった土地」には含まれない。</p>
<p>形質の変更が計画されている鉱山保安法第2条第2項に規定される鉱山の敷地があり、現在、鉱業法（昭和25年法律第289号）第62条第3項に基づく休止認可を受けている。鉱山保安法の逐条解説によると、休止認可を受けた鉱山は同法における鉱山に該当しないので、当該土地は規則第25条第4号の「鉱山関係の土地」に該当しないように思われる。しかし、休止認可を受けた鉱山の敷地は鉱山保安法により鉱害防止が実施されていることを踏まえ、同条第4号に該当するものと解することは可能か。</p>	<p>そのとおり解して差し支えない。ただし、休止認可を受けた鉱山であって、休鉱山の鉱業権者にかかる義務が遂行できない（鉱害防止が実施されていない）状態にある場合は、この限りでない。</p>
<p>開発予定地において、ため池が一定の面積を占めている場合、法第4条第1項の届出の土地の形質変更面積の算定対象となるか。</p>	<p>ため池が公共の用に供される水域である場合、法律上の公共用水域としての扱いを受け、対象とならない。また、公共の用に供されない水域である場合、ため池の様態により水域と見るか土地と見るか個別判断となるため、自治体での確認が必要である。</p>
<p>法第4条第1項の届出に必要な図面を、道路占用に係る書類で代用することは可能か。</p>	<p>土地の形質の変更が行われる範囲を明示した図面であり、掘削部分と盛土部分が区別して表示されていれば可能である。</p>
<p>法第4条第1項の届出がなされ、土地の形質の変更が予定通り着手された。その後、施工の都合により、土地の形質の変更の面積が一部増加（3,000㎡未満）することが判明した場合、届出は必要か。</p>	<p>既に届出済みの土地の形質の変更と同一の事業であることから、全体工事面積が3,000㎡以上である場合は届出対象となる。</p>
<p>法第4条第2項の命令に基づく調査報告において、命令対象外の区画Aの基準不適合の報告がなされた。それを根拠に当該区画Aを要措置区域等に指定することは可能か。</p>	<p>調査命令の係らない区画Aについて、要措置区域等に指定することはできない。</p> <p>ただし、当該区画Aにおいて汚染が判明していることから、土地の所有者に法第14条第1項の指定の申請を促すこととされたい。</p>

<p>土地区画整理法第80条の規定に基づき、「仮換地の指定」又は「使用収益の停止」がなされる前に土地区画整理事業を施行する者が法第4条第1項の届出を行う場合は、規則第23条第2項第2号の同意書が必要となる。</p> <p>この際、土地区画整理事業を施行する土地の区域の一部の土地の所有者等から同意書が得られない場合については、同意書が得られたままとりごとに届出を提出することとしてよいか。</p>	<p>貴見のとおり。</p> <p>なお、土地区画整理事業を施行する土地の区域の一部の土地の所有者等から同意書が得られない状態で、土地区画整理法第80条の規定に基づき、「仮換地の指定」又は「使用収益の停止」がなされた場合は、土地区画整理事業を施行する者が土壤汚染対策法における「土地の所有者等」となることから、届出の際に同意書は必要としない。</p>
<p>太陽光発電施設（3,000㎡以上）建設に伴い、パネル基礎に深さ2m、直径約40cmのねじ込み式杭を使用する。このとき、法第4条第1項の届出は必要か。</p> <p>ただし、杭設置に係る土地の形質の変更の部分の面積の合計は3,000㎡未満である。</p>	<p>掘削及び盛土等を行わない部分は、土地の形質の変更の面積に計上する必要はない。</p> <p>よって、3,000㎡以上の施設であっても、杭設置に係る土地の形質の変更の部分の面積の合計が3,000㎡未満であれば、法第4条第1項の届出は必要ない。</p>
<p>平成29年3月31日以前に法に基づきクロロエチレンの親物質の調査を行った結果、土壤ガスが検出されなかった土地や溶出量基準に適合した土地において、平成29年4月1日以降に法第4条第1項の届出があった場合、クロロエチレンを調査対象として調査を命ずることはできるか。</p>	<p>過去に特定有害物質（クロロエチレンの親物質を含む）の使用等の履歴がある等、当該土地が規則第26条の基準に該当する場合は、当該土地の汚染状況について調査を命ずることができる。</p> <p>当該基準に該当しているとして命令を発出するに当たっては、当該土地がクロロエチレン等特定有害物質によって汚染されていることの蓋然性を判断した上で、当該命令の発出の可否を個別に判断されたい。</p> <p>なお、クロロエチレンは、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、シス-1, 2-ジクロロエチレン又は1, 1-ジクロロエチレンの分解生成物としても生じることに留意されたい。</p>

3. 土壤汚染による健康被害が生ずるおそれがある土地の調査（法第5条関係）

Q（質問の概要）	A（質問に対する回答）
<p>廃棄物の不法投棄であることが明らかな場合であって、これによって土壤汚染を生じている場合、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づき対応すべきと考えてよいか。</p>	<p>廃棄物の不法投棄が原因で生じた土壤汚染の場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律による生活環境保全上の支障の除去等の措置の一環として、必要な限度において、当該汚染土壤も撤去される場合がある。廃棄物の除去の完了後の対応については、法に準じた対応がなされることとなる。</p>

4. 要措置区域の指定等（法第6条関係）

Q（質問の概要）	A（質問に対する回答）
<p>区域の指定に当たって、都道府県知事は指定の対象となる区域について地下水汚染の有無を把握する必要があるが、どの時点でどのように調査したら良いのか。</p>	<p>区域の指定に先だって行う必要があり、汚染の除去等の措置の「地下水の水質の測定」と同様の考え方で、地下水流向等を勘案したうえで、土壤汚染に起因する地下水汚染の状況を的確に把握できると認められる地点に井戸を設けることとされたい。</p>

<p>ある単位区画において、複合汚染があり、要措置区域及び形質変更時要届出区域の双方の指定要件を満たしている場合（例えば、トリクロロエチレンの土壤溶出量及び鉛の土壤含有量で基準超過し、周辺に飲用井戸があるものの、人の立入りが無い単位区画）、要措置区域として指定すべきか。</p>	<p>当該区画においては、トリクロロエチレンについての要措置区域と鉛についての形質変更時要届出区域として指定されたい。</p>
<p>形質変更時要届出区域に指定した区域の近隣の「地下水汚染が拡大するおそれがあると認められる区域内」に居住し、当該区域に指定された者に対して何らかの悪意を持つ者が、当該土地が要措置区域に指定されることを謀り、地下水を人の飲用に供するために用いるための取水口をあえて設置した場合には、当該形質変更時要届出区域を解除し、改めて当該区域を要措置区域に指定する必要があるのか。</p>	<p>形質変更時要届出区域を改めて、要措置区域に指定をし直す必要はない。 もっとも、新たに取水口を設置した者に対しては、念のため、当該地の状況などを説明し飲用指導等を行うのが望ましい。</p>

5. 汚染の除去等の措置等（法第7条関係）

Q（質問の概要）	A（質問に対する回答）
<p>第一種特定有害物質について基準を超過した土地について、遮水工封じ込め措置を適用する場合において、措置を実施する対象地（要措置区域）が狭小なとき、掘削土壤は埋め戻しまでの間、措置対象地以外の場所で一時保管する必要があるが、掘削した汚染土壤を要措置区域等以外の場所に搬出して一時保管することは、当該汚染土壤の処理を処理業者に委託しないため、法第18条第1項の規定に反すると解してよいか。</p>	<p>搬出に当たる場合であれば、そのとおり。 なお、搬出に当たらない場合については「土壤汚染対策法の一部を改正する法律による改正後の土壤汚染対策法の施行について」（平成22年3月5日付け通知）の記の第5の1(2)①を参照されたい。</p>
<p>遮水工封じ込めについて定める規則別表第6の3の項のロ及びハでは、基準不適合土壤を掘削し、掘削された基準不適合土壤のうち第二溶出量基準に適合しない汚染状態にあるものについては同基準に適合させた上で、埋め戻すとされているが、掘削する前に原位置で同基準に適合させる処理をすることは、これらの規定に反することになるか。</p>	<p>掘削する前の基準不適合土壤を原位置で第二溶出量基準に適合するように処理した上で遮水工封じ込めを行うことは規則別表第6の3の項には規定していなかったところであるが、当該処理が規則別表第6の2の項に定める原位置浄化の方法により実施するのであれば差し支えない。</p>
<p>連続する形質変更時要届出区域内で、汚染土壤を1箇所を集約することが可能か。また、当該集約された区域を除いて汚染土壤の除去がなされた区域について区域指定を解除することができるか。</p>	<p>連続する形質変更時要届出区域内で、汚染土壤を集約する行為自体は、規則第53条各号に適合する場合であれば可能である。また、当該集約された区域を除いて汚染土壤の除去がなされた区域については、環境省令で定める技術的基準に適合した土壤汚染の除去が講じられたのであれば、形質変更時要届出区域の指定が解除されることとなる。</p>
<p>法第7条第1項の指示措置において、都道府県知事が指示する規則第33条第1項第3号の汚染の除去等を講ずべき期限については、指示措置に係る期間を基に設定するのではなく、土地の所有者等が実際に行う措置の計画（指示措置と同等以上の効果を有すると認められる汚染の除去等の措置）を勘案して定めることでよいか。</p>	<p>汚染の除去等の措置を講ずべき期限については、指示措置の内容に基づいて設定されたい。</p>

<p>土壌汚染状況調査では、分解生成物についても調査対象物質とすることとされているが、汚染の除去等の措置の実施におけるモニタリングでは、分解生成物について分析を行う必要があるか。</p>	<p>汚染の除去等の措置の実施におけるモニタリングでも、分解生成物について分析を行う必要はあると解する。</p>
---	--

6. 要措置区域内における土地の形質の変更の禁止（法第9条関係）

Q（質問の概要）	A（質問に対する回答）

7. 形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更の届出及び計画変更命令（法第12条関係）

Q（質問の概要）	A（質問に対する回答）
<p>元々帯水層に基準不適合土壌が接している形質変更時要届出区域について、法第12条第1項に基づき形質変更の届出をした場合、規則第53条第2号に規定する「基準不適合土壌（土壌溶出量基準に係るものに限る。）が当該形質変更時要届出区域内の帯水層に接しないようにすること」の基準に適合する土地の形質の変更か否かをどのように判断するか。</p>	<p>規則第53条第2号は、土地の形質の変更によって基準不適合土壌（土壌溶出量基準に係るものに限る。）が帯水層に接することにより新たな汚染の拡散を防止するための規定であり、元々帯水層に基準不適合土壌が接している形質変更時要届出区域については、土地の形質の変更により、既に帯水層に接している基準不適合土壌（土壌溶出量基準に係るものに限る。）以外の基準不適合土壌が新たに帯水層に接することになるか否かで判断することになる。</p> <p>具体的には、「土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン」を参照されたい。</p>
<p>法第12条第4項の計画変更命令は、行政手続法（平成5年法律第88号）の不利益処分該当するか。</p>	<p>行政手続法第2条第4号において、不利益処分とは「行政庁が、法令に基づき、特定の者を名あて人として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分をいう。」とされている。法第12条第4項の計画変更命令はこれに該当し、不利益処分にあたると思われる。</p>

8. 指定の申請（法第14条関係）

Q（質問の概要）	A（質問に対する回答）
<p>自主的な調査により第二種特定有害物質に係る土壌含有量調査を実施した結果、土壌含有量基準を超過していたことが明らかになった土地がある。この土地について、法第14条第1項の指定の申請を行いたいと考えているが、土壌溶出量調査を実施していない場合には、指定の申請は行えないと解してよいか。</p>	<p>法第14条第1項の指定の申請は可能である。ただし、試料採取等対象物質が第二種特定有害物質であるため、土壌溶出量調査及び土壌含有量調査の両方が求められる。土壌含有量調査のみ実施し、土壌溶出量調査が未実施の場合には、土壌溶出量調査について省略をしたとみなし、第二溶出量基準に不適合とされる。</p>

<p>ある区画Aにおいて土壌汚染状況調査の結果、基準適合が確認された。しかし、その周辺の基準不適合区画の汚染土壌の除去工事のため、法第14条第1項の指定の申請を行った。</p> <p>汚染土壌の除去のため、周辺の基準不適合区画において詳細調査を行った結果、深さ7～8mに自然由来の汚染土壌が確認された。</p> <p>その後、施工上の都合により指定された区画Aについて、指定の解除をする場合、表層の調査のみを行い、基準に適合することが確認されれば、指定の解除は可能か。又は、その周辺の区画で確認された自然由来の汚染のおそれに係る調査も必要か。</p>	<p>区画Aにおける指定の申請は、指定に係る特定有害物質が限定されていることから、土壌汚染状況調査において試料採取等を省略したものと解釈される。</p> <p>その指定を解除するためには、当該省略した過程、すなわち試料採取等以降の行為のみをあらためて実施すればよい。</p> <p>当該区画Aの指定の解除のために、新たな汚染のおそれに係る調査（汚染のおそれの判断等）を行う必要はない。</p>
---	--

9. 台帳（法第15条関係）

Q（質問の概要）	A（質問に対する回答）
<p>要措置区域台帳又は形質変更時要届出台帳の指定番号について、表記の仕方は定まっているか。</p>	<p>特段定まっていないものの、以下のような表記の仕方が考えられる。</p> <p>要措置区域：要－1 形質変更時要届出区域：形－1</p>
<p>平成23年7月8日以前から形質変更時要届出区域として指定されていた土地が、自然由来特例区域等に該当することが明らかとなった場合については、どのように対処したらよいか。</p>	<p>通常の形質変更時要届出区域と区別して扱う必要があることから、自然由来特例区域等である旨を台帳に記載する。</p> <p>自然由来特例区域等への該当性は、土地の所有者等から示された資料をもとに、都道府県知事が判断するものとする。なお、当該判断の根拠となる資料については、指定調査機関の見解に基づきとりまとめられていることが望ましい。</p>

10. 汚染土壌の搬出時の届出等（法第16条関係）

Q（質問の概要）	A（質問に対する回答）
<p>第二溶出量基準に適合しない汚染状態にある要措置区域等内の土壌について不溶化処理を行い、当該土壌が第二溶出量基準に適合したことを確認した上で、当該土壌を埋立処理施設へ搬入するために区域外へ搬出することは可能か。</p>	<p>要措置区域等内における不溶化処理は可能である。もっとも、当該不溶化処理した後の土壌については、搬出時の汚染状態が台帳に記載してある汚染状態と変わることはなく、第二溶出量基準に不適合である土壌として搬出する必要がある。</p>
<p>自然由来特例区域で、自然由来の汚染土壌が深度2mから4mの範囲に存在することが明らかな土地がある。当該区域を深度6mまで掘削し、土壌を区域外へ搬出する場合、深度2mから4mの範囲にある自然由来の汚染土壌は汚染土壌処理施設へ搬出するが、その上下の層については履歴上、人為的な汚染もないことから、基準に適合した土壌として区域外へ搬出できるか。</p>	<p>当該搬出行為は、区域指定を受けた土地からの土壌の搬出となるため、深度に関わらず全て汚染土壌として扱わなければならない。ただし、認定調査により基準に適合していることが確認できれば、基準に適合した土壌として区域外へ搬出できる。</p>

11. 汚染土壌の運搬に関する基準（法第17条関係）

Q（質問の概要）	A（質問に対する回答）
<p>区域内で鉄の箱に汚染土壌を入れて、隣の汚染のない区域に鉄の箱を置き、1日後に運び出す計画がある。この場合、積替え又は一時保管のいずれに該当するのか。</p> <p>また、鉄の箱の上面を蓋、ビニールシート等で被覆すれば、運搬基準と同等の拡散、遮水効力を有すると想定されるが、更に周囲の囲い、屋根等の運搬基準に該当する設備等が必要になるか。</p>	<p>前段については、一時保管に該当すると解する。</p> <p>後段については、鉄の箱を蓋等で密閉し、当該鉄の箱自体が、運搬基準と同等以上の飛散等防止機能を有していると認められるのであれば、周囲の囲い、屋根等がなくても足りると解する。なお、この場合であっても表示義務は必要となる。</p>

12. 管理票（法第20条関係）

Q（質問の概要）	A（質問に対する回答）

13. 汚染土壌処理業の許可の申請に関する規定（法第22条関係）

Q（質問の概要）	A（質問に対する回答）
<p>汚染土壌処理業に関する省令（平成21年環境省令第10号）第4条第2号ロに規定する「知識及び技能を有する者」の配置とは、具体的にどのような状態をいうのか。</p>	<p>組織上配置されているだけでなく、常駐する必要があると解する。</p>
<p>事業を的確かつ継続して行うに足りる経理的基礎を有すると判断する根拠の1つとして、「汚染土壌処理業の許可及び汚染土壌の処理に関する基準について」（平成22年2月26日付け通知）に「利益が計上されていること（過去3年間程度の損益平均値をもって判断する）」と記載されているが、この過去3年間の損益平均値とは過去3年間の「経常利益」の平均値と解してよいか。</p>	<p>そのとおり。</p>
<p>汚染土壌処理業に関する省令第4条第2号ロ（2）に規定する、汚染土壌処理施設から生ずる公害を防止するための知識を有する者の配置について、外部の者に管理業務を委託することは可能か。</p>	<p>その汚染土壌処理施設の従業員でなくとも所要の資格を有する者であれば、その者を当該汚染土壌処理施設の公害防止担当者を選任しても差し支えないが、その場合には、汚染土壌処理業者は、その者が当該汚染土壌処理施設の従業員に対し公害防止に関し必要な指示をし得るような地位を与えるよう配置することが必要である。</p>

14. 汚染土壌処理業による汚染土壌の処理の基準（法第22条第6項関係）

Q（質問の概要）	A（質問に対する回答）
汚染土壌処理業に関する省令第4条第2号口の「汚染土壌処理施設の運転、維持及び管理について3年以上の実務経験を有することを証明する書類」について、埋立処理施設の場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく許可を受けた最終処分場（廃棄物の処理及び清掃に関する法律の搬入基準に適合した施設）で汚染土壌を埋め立てていた経験も実務経験となるか。	実態として汚染土壌の処理の事業の用に供する施設において埋立行為を行っていたか否かで判断されたい。
汚染土壌処理業に関する省令第5条第15号において、地下水の水質の測定が規定されているが、測定項目は、地下水環境基準に規定されるすべての項目とするべきか。	規則第7条第1項に規定する地下水基準が定められているすべての項目である。
汚染土壌処理業に関する省令第5条第16号口において、大気有害物質の量の測定が規定されているが、浄化等処理施設（洗浄処理）の場合、測定をすべき「排出口」はどこであるとするべきか。	「排出口」とは、施設において発生する大気有害物質を大気中に排出するために設けられた煙突その他の施設の開口部をいい、排出口が設けられていない場合には、測定は不要と解する。

15. 汚染土壌処理業による汚染土壌の処理に関する記録及び閲覧（法第22条第8項関係）

Q（質問の概要）	A（質問に対する回答）

16. 汚染土壌処理業による変更の許可等（法第23条関係）

Q（質問の概要）	A（質問に対する回答）

17. 許可の取消し等の場合の措置義務（法第27条第1項関係）

Q（質問の概要）	A（質問に対する回答）
法第22条第1項に基づき、汚染土壌処理業の許可を受けた法人Aから汚染土壌処理施設を法人Bが譲り受けをしたい旨の相談があった。 法人Aが法第23条第4項に基づく廃止届を提出し、法人Bは新規に許可申請を行う。また、法人Aは汚染土壌処理業に関する省令第13条第1項各号に規定された措置を行うこととなり、この場合、同項に規定された措置期間中は法人Bから法第22条第1項に基づく申請があっても許可できないものと解してよいか。	そのとおり。ただし、法人Aの実施する廃止措置が地下水モニタリングのみとなった場合においては、許可をできるものとする。 なお、法人Bの処理施設の稼働状況にかかわらず、法人Aは地下水汚染が生じていない状態が2年間継続することを確認することが必要である。

18. 許可証の交付等（法第28条関係）

Q（質問の概要）	A（質問に対する回答）
許可証の記載についてはどのように行うべきか。	「汚染土壌処理業の許可事務遂行上の留意事項について」（平成22年6月3日付け事務連絡）を参照されたい。

様式第一（第一条第二項関係）

<p>土壤汚染状況調査結果報告書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>都道府県知事 殿 (市長)</p> <p style="text-align: right;">報告者 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 印</p> <p>土壤汚染対策法第3条第1項本文第4条第2項の規定による調査を行ったので、同項の規定により、次のとおり報告します。</p>	
工場又は事業場の名称	
工場又は事業場の敷地であった土地の所在地	東京都千代田区霞が関〇-〇-〇
使用が廃止された有害物質使用特定施設	
施設の種類	
施設の設置場所	
廃止年月日	
土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合していないおそれがある特定有害物質の種類	鉛及びその化合物 カドミウム及びその化合物
土壤汚染状況調査の結果	別紙のとおり
分析を行った計量法第107条の登録を受けた者の氏名又は名称	△△株式会社 代表取締役社長 △△ △△ 登録番号：
土壤汚染状況調査を行った指定調査機関の氏名又は名称	□□株式会社 代表取締役社長 □□ □□ 指定番号：0000-00-00
土壤汚染状況調査に従事した者を監督した技術管理者の氏名及び技術管理者証の交付番号	□□株式会社 〇〇 〇〇 交付番号：第0000000号

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあっては、その代表者）が署名することができる。